

(1) 計画の基本的方向性

これまで、大阪府では、第三次計画に基づき、実父母や親族等を養育者とする環境を最優先として、家庭での養育が困難または適当でない場合は、里親家庭等による「家庭における養育環境と同様の養育環境」による養育を推進するとともに、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化等の取組みを進め、施設による「できる限り良好な家庭的環境」を整備してきました。本計画においてもその基本的方向性が変わるものではなく、令和4年改正児童福祉法等の内容も踏まえ、一層の取組推進が求められているものです。

そこで、大阪府では第4次計画の策定にあたり、以下の第3次計画の理念を引き継ぐこととします。

「あらゆる子どもが権利の主体として尊重され、社会的養育におけるすべての主体が「子どもの最善の利益」を追求することで、子どもがぬくもりの中で育ち、自立できる社会の実現」

これは、平成28年改正児童福祉法による子どもの権利保障を踏まえ、社会的養育に関わる全ての主体が適切な役割分担のもと、力を合わせて子どもの最善の利益を追求し、子どもの健やかな育ちと自立を目指すことを旨として掲げたものであり、継続的に目指すべき理念です。大阪府は、子どもの権利擁護と次世代育成の観点から、大阪府における社会的養育の実情もふまえつつ、市町村、里親、児童福祉施設、地域の関係機関及び府民と協働し、社会全体で、家庭での養育及び一人ひとりの子どものニーズに応じた支援ができるよう、本計画を策定します。

(2) 計画期間

2025（令和7）年度を初年度とし、2029（令和11）年度を目標とする5年間を見据えた計画。

(3) 計画の位置づけ(子ども計画との整合性)

子ども・子育て支援法第62条第2項第5号（令和8年4月1日以降は第6号）に基づく都道府県社会的養育推進計画として大阪府子ども計画に包含

【参考】子ども・子育て支援法抜粋

第六十二条 都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（中略）

五 保護を要する子どもの養育環境の整備（後略）

※次世代育成支援対策推進法第9条第1項に規定する都道府県行動計画においても「保護を要する子どもの養育環境の整備」を策定することができる」とされている。

第四次大阪府社会的養育体制整備計画(仮称)の構成案

※()内の数字は、国の策定要領(案)に示された「都道府県推進計画の記載事項」の番号

計画の構成 (案)		第1回	第2回	第3回	第4回
①計画の策定にあたって	1. 計画策定の背景				
	2. 計画の位置づけ (子ども計画との整合性)				
	3. 計画期間				
	4. 計画策定体制 (委員構成/当事者参画)				
②大阪府の社会的養育の現状と大阪府社会的養育体制整備計画 (第三次計画) の検証	1. 大阪府の社会的養育の現状	(基礎資料として整理)			
	2. 第三次計画の検証 (R4年度末実績)				
③第四次大阪府社会的養育体制整備計画 (仮称) の基本的な視点	1. 計画の基本的方向	○			
	2. 計画の基本的方向 (各項目)			○	
④当事者である子どもの権利擁護の取組み	1. 子どもの権利擁護の取組み (2)	○	○		○
⑤市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組み	1. 市区町村の相談支援体制及び家庭支援等の整備等に向けた大阪府の支援・取組み (3)		○		
	2. 児童家庭支援センターの機能強化 (3)		○		
⑥支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組み	1. 支援を必要とする妊産婦等への支援体制 (4)		○		

計画の構成（案）		第1回	第2回	第3回	第4回
⑦大阪府における社会的養育の将来ビジョン	1. 各年度の代替養育を必要とする子ども数の見込み（里親委託が必要な子ども数と施設で養育が必要な子ども数の見込み）（5）	○			
	2. 大阪府所管乳児院・児童養護施設の家庭的養護推進計画	(施設ヒアリングを実施)			
⑧社会的養育を担う分野ごとの取組み	1. 里親等への委託の推進に向けた取組み（8）	○		○	
	2. 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組み（7）	○			
	3. 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組み（9）	○		○	
	4. 一時保護改革に向けた取組み（6）			○	
	5. 社会的養護自立支援の推進に向けた取組み（10）	○			
	6. 児童相談所の強化等に向けた取組み（11）			○	
	7. 母子生活支援施設の活用について	○			
	8. 障がい児入所施設における支援について（12）		○		
⑨社会的養育を担う分野にまたがる取組み					
⑩都道府県推進計画（大阪市）					
⑪都道府県推進計画（堺市）					
⑫都道府県推進計画（豊中市）					